

令和元年度から適用される

個人住民税の税制改正

I. 配偶者控除の改正

配偶者控除について、納税義務者に所得制限が設けられ、合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000 万円を超える場合は適用できなくなりました。

◆具体的な控除額は以下のとおりです。

			納税義務者の合計所得			
			900 万円 以下	900 万円 超 950 万円 以下	950 万円 超 1,000 万円 以下	1,000 万円 超
配偶者控除額			(1,120 万円 以下)	(1,120 万円 超 1,170 万円 以下)	(1,170 万円 超 1,220 万円 以下)	(1,220 万円 超)
配偶者の 合計所得	38 万円 以下 (103 万円 以下)	配偶者が 70 歳未満	33 万円	22 万円	11 万円	適用なし
		配偶者が 70 歳以上	38 万円	26 万円	13 万円	

※ () 内は、給与収入のみの場合に対する収入金額です。

II. 配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が 123 万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されました。また、納税義務者の合計所得が 900 万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000 万円を超える場合はこれまでどおり適用はありません。

◆具体的な控除額は以下のとおりです。

		納税義務者の合計所得			
		900 万円 以下	900 万円 超 950 万円 以下	950 万円 超 1,000 万円 以下	1,000 万円 超
配偶者特別控除額		(1,120 万円 以下)	(1,120 万円 超 1,170 万円 以下)	(1,170 万円 超 1,220 万円 以下)	(1,220 万円 超)
配偶者 の合計 所得	38 万円超 90 万円以下 (103 万円超 155 万円以下)	33 万円	22 万円	11 万円	適用なし
	90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	31 万円	21 万円	11 万円	
	95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 166.8 万円未満)	26 万円	18 万円	9 万円	
	100 万円超 105 万円以下 (166.8 万円以上 175.2 万円 未満)	21 万円	14 万円	7 万円	
	105 万円超 110 万円以下 (175.2 万円以上 183.2 万円 未満)	16 万円	11 万円	6 万円	

配偶者の合計所得	110万円超 115万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円	適用なし
	115万円超 120万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下 (197.2万円以上 201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円	
	123万円超 (201.6万円以上)	適用なし			

※ ()内は、給与収入のみの場合に対する収入金額です。

【注意】

- ・今回の改正により配偶者特別控除の対象範囲が拡大されましたが、以下の点にご注意ください。

①扶養の人数には含まれません

配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合は、扶養の人数には含まれません。よって、道町民税の非課税算定には含まれないほか、配偶者が障害者であっても、障害者控除の対象にはなりません。

②配偶者にも住民税が課税されます

道町民税は個人の所得に応じて課税されるため、本町の場合、配偶者の合計所得金額が28万円を超えると、配偶者自身にも道町民税が課税される可能性があります。